

(目的)

第1条 文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）第4条第2項に規定されているとおり、文化財の所有者、管理責任者、保持者（団体を含む。）（以下「所有者等」という。）は、文化財が貴重な国民的財産であることを認識して、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開するなどその文化的活用にも努めなければならない。そこで、この要綱は八王子市文化財保護条例（昭和52年八王子市条例第6号）第3条の精神に則り、文化財の所有者等の日常の保存・管理・公開に要する労に対し、文化財管理公開謝礼金（以下「謝礼金」という。）を支給することを目的とする。

(支給対象文化財、支給対象者)

第2条 謝礼金は、次の各号に該当する八王子市指定文化財（以下「市指定文化財」という。）に対し予算の範囲内で支給する。ただし、八王子市が寄託などを受けて保存管理を行っている文化財、八王子市文化財保護事業費補助金のうち管理的補助金の交付が決定された文化財、地方公共団体もしくは学校や企業などが所有する文化財で、所有者または管理団体において保存管理が十分に行えるものを除く。

- (1) 八王子市指定有形文化財のうち山車
- (2) 八王子市指定有形文化財のうち山車人形及び大獅子頭
- (3) 上記以外の八王子市指定有形文化財。ただし、刀剣類は除く。
- (4) 八王子市指定無形民俗文化財のうち郷土芸能
- (5) 上記以外の八王子市指定無形民俗文化財
- (6) 八王子市指定有形民俗文化財
- (7) 八王子市指定史跡
- (8) 八王子市指定旧跡。ただし、所有者等が特定できるものに限る。
- (9) 八王子市指定天然記念物

2 前項の規定による謝礼金の支給の対象となる者は、市指定文化財の所有者等及び八王子市長が認めた文化財の保存若しくは活用等に関する事業を行う者（団体を含む。）とする。ただし、管理又は保管期間が継続して当該年度内で6ヶ月に満たない場合を除く。また、相続等の理由により所有者等が変更となった場合、同一世帯またはそれに類するものは継続して管理又は保管しているものとする。

(謝礼金等の額)

第3条 前条第1項の規定による文化財に係る謝礼金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ定める額とする。

- (1) 前条第1項第一号及び第四号に掲げる文化財は、40,000円とする。
- (2) 前条第1項第二号に掲げる文化財は、20,000円とする。
- (3) 前条第1項第五号に掲げる文化財は、10,000円とする。
- (4) 前条第1項で掲げる上記以外の文化財は、5,000円とする。

(支給条件)

第4条 謝礼金は当該年度の3月末までに支給する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年10月8日から施行する。

この要綱は、平成17年11月15日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。